

独自統計等の概要(労働者派遣法第30条の4第1項第2号イ)

局長通達(※)で定める賃金構造基本統計調査及び職業安定業務統計で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合などは、局長通達で示す統計以外の統計(独自統計等)を用いることが可能。

※ 令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について(令和元年7月8日付け職発0708第2号)

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等(統計法第2条第2項の独立行政法人等)による統計
- ③ ①及び②以外の統計

【独自統計等の手続き】

- ① 基幹統計調査・一般統計調査
- ② 地方公共団体・独立行政法人等の統計

協議・報告は不要



国・地方公共団体等の調査は、事前の協議・報告は不要ですが、労働者派遣法第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」として、適当でない統計調査は独自統計等として認められません。疑義がある場合は、都道府県労働局までお問い合わせください。

- (例) ・ 局長通達で定める職種(例：●●製造技術者)より、広い職種を調査しているもの(例：技術職)であり「業務の実態からより乖離してしまう内容の調査」
・ 企業規模を中小企業に限定している調査や、パートタイム・有期雇用労働者も含む調査など「母集団が適切でない調査」

- ③ ①と②以外の統計

協議・報告は必要

a. 調査を新たに実施する団体等 → 調査実施前に厚労省へ協議(承認を得ることが必要)

(主な承認要件)

- ・ 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種及び勤続年数ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ・ 標本が無作為に抽出されていること
- ・ 一般基本給・賞与等を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。
- ・ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

b. 厚労省の承認を得た統計を活用する派遣元事業主 → 協定締結前に厚労省へ報告

c. 厚労省の承認を得ていない統計を活用する派遣元事業主 → 厚労省へ協議(承認を得ることが必要)